

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第2部門第4区分

【発行日】平成26年11月13日(2014.11.13)

【公開番号】特開2014-184615(P2014-184615A)

【公開日】平成26年10月2日(2014.10.2)

【年通号数】公開・登録公報2014-054

【出願番号】特願2013-60156(P2013-60156)

【国際特許分類】

B 4 1 M 5/382 (2006.01)

B 4 1 M 5/50 (2006.01)

B 4 1 M 5/52 (2006.01)

B 4 1 M 5/26 (2006.01)

【F I】

B 4 1 M 5/26 1 0 1 H

B 4 1 M 5/26 1 0 1 Z

B 4 1 M 5/26 H

B 4 1 M 5/26 Z

【手続補正書】

【提出日】平成26年8月8日(2014.8.8)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

基材の一方の面に、当該基材から剥離可能な保護層が設けられた保護層転写シートであつて、

前記保護層は、エポキシ基と反応する官能基を有する反応性樹脂を、エポキシ硬化剤によって硬化反応せしめたエポキシ硬化型樹脂を含有しており、

前記反応性樹脂のガラス転移温度(T_g)が60以上であり、

前記反応性樹脂が、アミノ変性アクリル樹脂であることを特徴とする保護層転写シート。

【請求項2】

前記反応性樹脂の重量平均分子量(M_w)が15000以上70000以下であることを特徴とする請求項1に記載の保護層転写シート。

【請求項3】

前記基材と前記保護層との間に、当該基材から剥離可能な剥離層が設けられていることを特徴とする請求項1又は2に記載の保護層転写シート。

【請求項4】

基材の一方の面に、当該基材から剥離可能な保護層、受容層が積層された中間転写媒体であつて、

前記保護層は、エポキシ基と反応する官能基を有する反応性樹脂を、エポキシ硬化剤によって硬化反応せしめたエポキシ硬化型樹脂を含有しており、

前記反応性樹脂のガラス転移温度(T_g)が60以上であり、

前記反応性樹脂が、アミノ変性アクリル樹脂であることを特徴とする中間転写媒体。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0011

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0011】

上記課題を解決するための本発明は、基材の一方の面に、当該基材から剥離可能な保護層が設けられた保護層転写シートであって、前記保護層は、エポキシ基と反応する官能基を有する反応性樹脂を、エポキシ硬化剤によって硬化反応せしめたエポキシ硬化型樹脂を含有しており、前記反応性樹脂のガラス転移温度(T_g)が60以上であり、前記反応性樹脂が、アミノ変性アクリル樹脂であることを特徴とする。

【手続補正3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0012

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0012】

また、前記反応性樹脂の重量平均分子量(M_w)が15000以上70000以下であってもよい。

【手続補正4】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0014

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0014】

上記課題を解決するための本発明は、基材の一方の面に、当該基材から剥離可能な保護層、受容層が積層された中間転写媒体であって、前記保護層は、エポキシ基と反応する官能基を有する反応性樹脂を、エポキシ硬化剤によって硬化反応せしめたエポキシ硬化型樹脂を含有しており、前記反応性樹脂のガラス転移温度(T_g)が60以上であり、前記反応性樹脂が、アミノ変性アクリル樹脂であることを特徴とする。